

# 上野が丘公民館利用許可申請書（兼使用料減免申請書）

（申請先）上田市教育委員会

申請日

令和 年 月 日

次のとおり利用したいので申請します。なお、次の理由により使用料の減免を申請します。

団体名	0			
代表者	氏名	住所	会場責任者	氏名
				連絡先
0				
申請にあたっては、次の内容を確認のうえ、□に✓を記入してください。 <input type="checkbox"/> 上田市暴力団排除条例（平成24年上田市条例第6号）第7条の規定に基づき、本施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、利用が承認されず、承認を取り消されても異議のないことを誓約します。利用者等が暴力団でないことを確認するため、市が必要に応じて本書を関係機関に提出することに同意します。				

利用日時	令和 年 月 日（曜日）	時から	時まで	備考
	令和 年 月 日（曜日）	時から	時まで	備考
	令和 年 月 日（曜日）	時から	時まで	備考
	令和 年 月 日（曜日）	時から	時まで	備考
利用目的	0		使用人員	0 人
※減免申請理由	*減免を申請する場合は、記載してください。			

利用施設	使用料（円）		冷暖房使用料（円）			附属器具使用料（円）					
	使用棟数	使用料	料金	使用時間	冷暖房	料金	利用附属器具	数量	単価	料金	
大ホール		970			1,260		グランドピアノ		2,210		
和室1		120			100		アップライトピアノ		710		
和室2		120			100		放送施設		1,080		
第3学習室		290			300		調理台		320		
第2学習室		300			300		展示用パネル		100		
第1学習室		340			300		その他（ ）				
多目的ホール		360			420						
料理研修室		380			420						
工芸室		190			210						
陶芸室		180			210						
		有 ・ 無		○利用者による入場料その他これに類する料金の徴収（30%加算の有無）							
小計（1）		円		小計（2）		円		小計（3）		円	
使用料計		(1) + (2) + (3)		円							

（以下 公民館記入欄）

※減免の可否（公民館条例第7条）			
<input type="checkbox"/> 減免する ・ <input type="checkbox"/> 減免しない（その理由） 【減免団体】 <input type="checkbox"/> 利用者登録団体 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 地縁団体 <input type="checkbox"/> その他（ ） 【公共的団体】 <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体 <input type="checkbox"/> 社会福祉関係団体 <input type="checkbox"/> 産業経済的公共的団体 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他（ ） ⇒（利用目的） <input type="checkbox"/> 社会教育・社会福祉 <input type="checkbox"/> 地域貢献 <input type="checkbox"/> 不特定多数参加			
※ 減	免	額	（減免率 %）
使用料		総額	円

## 上野が丘公民館利用許可書

上記のとおり施設及び附属器具等の利用を許可します。

上田市教育委員会

上野が丘公民館長	次長	主務者	受付者	予約簿
				記入
				確認

許可年月日

# 上野が丘公民館利用上の注意事項

## 【利用前にご確認ください】

- 公民館正面玄関の開閉は、利用開始申込み時間の30分前に入口が開き、利用終了申込み時間の30分後に入口が閉まります。公民館の出入りは必ずこの間にしてください。
- はじめて平日の夜間及び土、日、祝祭日に利用する場合は、事前に公民館職員から注意事項等を聞いておいてください。また利用備品（放送施設）等がある場合は事前に申し出てください。
- 予約を取り消す場合は、速やかに公民館（電話24-0659）に連絡してください。なお、いったん納めていただいた使用料は、申請者の都合で取り消した場合、お返してきませんので、あらかじめ御了承ください。

## 【各設備等についての注意事項】

- 机は、必ずキャスターのロックを解除して移動してください。
- グランドピアノの無断での移動は禁止します。移動が必要な場合は、職員の許可や指示を得てください。
- お子さんは安全のため、悪ふざけや落書き等しないよう大人の目の届く範囲においてください。なお、1階地域交流室（図書室）をお子さんだけで使わせることのないようお願いいたします。
- 工芸棟トイレ、和室入口、第3学習室入口及び階段中間地点にある電灯は自動で点灯及び消灯します。
- 館内は全面禁煙です。屋外にも喫煙スペースはありません。

## 【利用後の注意事項】

- 平日の夜間及び土、日、祝祭日で、終了申込み時間の30分以上前に退出する場合は、防犯上、長野県パトロール（0120-134624）へその旨連絡してください。ただし、他の団体がまだ利用している場合は連絡不要です。
- 給湯室の電気ポットは、使用後に必ずコンセントを抜いてください。
- マイクの使用後は電池をはずし、ホワイトボード用マーカーの使用後はキャップをしっかりと閉めてください。
- モップ等で清掃をしてください。（机を使用した場合は雑巾がけを含む）
- 冷暖房及び電気のスイッチは必ず切ってください。
- ゴミはすべてお持ち帰りください。
- 最後に館を出る方は、トイレや廊下等の電気も消してください。
- お帰りの際は事務室前にあります公民館利用報告書に必ず記入し、再確認してください。

上田市上野が丘公民館

〒386-0002 上田市住吉378番地1 電話0268-24-0659

- 休館日 12月29日から翌年1月3日まで
- 事務室の執務時間 午前8時30分から午後5時15分まで（但し、土日祝日は除く）
- 公民館を使用できる時間帯 午前9時から午後10時まで（準備・片付を含む）

上田市暴力団排除条例第7条の第1項により、施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当施設の利用の許可をしません。また、同条例第7条第2項により、当施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当施設の利用を停止させ、又は当施設の利用の許可を取り消します。